独立行政法人奄美群島振興開発基金中期目標

(前文)

奄美群島については、これまで、その特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき、総合的な奄美群島振興開発計画(以下「振興開発計画」という。)の策定及びこれに基づく事業の推進等特別の措置が講じられ、相応の成果があげられてきた。

奄美群島振興開発基金も、同法に基づく特別の措置として、特殊法人として設立され、奄美群島の基礎条件の改善並びに振興開発に寄与してきた。

独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「奄美基金」という。)は、なお奄美群島に存在する本土との諸格差の克服や地域の自立的発展の促進を図るため延長された奄美群島振興開発特別措置法に基づき設立され、従来の奄美群島振興開発基金の目的、業務を引き継ぎ、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを目的としている。

この目的を達成するため、奄美基金は、第一次産業から第三次産業まで、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関に対して負担する債務の保証を行うとともに、振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの等に対する事業資金の貸付けを行うものである。

奄美基金には、その目的を踏まえ、独立行政法人として、経営の透明性、自主性を確保しつつ、効果的な業務運営を推進することを通じて、奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発に寄与し、もって、奄美群島の自立的発展等に資することを旨として、業務に取り組むことが求められる。

第1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 16 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 4 年 6 月間とする。

第2.業務運営の効率化に関する事項

1.業務運営体制の効率化

独立行政法人化時点において、事業規模に応じた定員削減を行うほか、審査、 債権管理、回収等の一連の業務が効率的かつ効果的に遂行されるよう、組織体制・ 人員配置の見直しを行う。

あわせて、電算化の推進等によりコスト縮減を進める。

また、金融機関としての質的向上を図るため、職員の能力向上に努める。

さらに、保証業務及び融資業務に係る自己評価を実施し、業務運営に反映させる。

2. 一般管理費の削減

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の 最終年度(平成15年度)比で13%以上に相当する額を削減する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 保証業務

奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて保証業務を行うものとする。

(1) 事務処理の迅速化

利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。

(2) 適切な保証条件の設定

保証料率をはじめとする保証条件については、適正な業務運営の確保を前提 として、奄美基金の政策金融としての役割、保証リスク、資金需要等を勘案した 条件設定を行う。

また、保証需要の多様化に対応するとともに事業者の負担軽減に資する地方公共団体の制度保証について、地方公共団体と連携を取りながら、適切な条件が設定されるよう努める。

2. 融資業務

奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて融資業務を行うものとする。

(1) 事務処理の迅速化

利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。

(2) 適切な貸付条件の設定

貸付金利をはじめとする貸付条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、貸付リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。

3. 保証業務、融資業務共通事項

(1) 利用者に対する情報提供

奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用した情報提供を行う。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努める。

(2) 利用者ニーズの把握及び業務への反映

資金需要等に関する利用者ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させる。

第4 財務内容の改善に関する事項

奄美基金が適切な業務運営を実施するためには、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。

このため、奄美基金は、収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、 累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1. 人事に関する事項

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行う。

2. 出資業務

出資業務については、平成17年度末を以て廃止する。